

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第962号)

平成23年9月13日

横情審答申第962号

平成23年9月13日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成22年10月13日建違対第1020号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「旭区小高町特定番地の特定個人、特定個人家の建築基準法を違反している住宅について、前回特定月日に指導内容について開示請求をお願いしましたが、「今後の指導内容の予定」「将来的にどのような手法により修正させるのか」「役所として違法行為を修正させる意思があるのか」に係る対象行政文書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「旭区小高町特定番地の特定個人、特定個人家の建築基準法を違反している住宅について、前回特定月日に指導内容について開示請求をお願いしましたが、「今後の指導内容の予定」「将来的にどのような手法により修正させるのか」「役所として違法行為を修正させる意思があるのか」に係る対象行政文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「旭区小高町特定番地の特定個人、特定個人家の建築基準法を違反している住宅について、前回特定月日に指導内容について開示請求をお願いしましたが、「今後の指導内容の予定」「将来的にどのような手法により修正させるのか」「役所として違法行為を修正させる意思があるのか」に係る対象行政文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年7月13日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 建築局建築監察部違反对策課（以下「違反对策課」という。）では、建築局建築審査部建築審査課（以下「建築審査課」という。）の調査結果に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に違反している建築物（以下「違反建築物」という。）の所有者等に対して事情聴取等の是正指導を行う。事情聴取等は、呼出通知書、勧告書、建築現場における口頭指導等により、その実情に合わせて当該所有者に執行する。
- (2) 異議申立人（以下「申立人」という。）が請求している文書については、違反是正指導の性質上、その実情に合わせて執行するものであり、必ずしも作成しなければならないものではない。したがって、本件において対象とされた行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取消しを求める。

(2) 違反建築物により、近隣住民は「家族の生命、健康、生活及び財産」を脅かされている。この是正については、是正させる権限がある横浜市が行うのが通常である。違反者に対する「今後の指導内容の予定」「将来的にどのような手法により修正させるのか」に関する文書の開示を求める。もし、これらの文書が作成されていないのであれば、すぐに作成し、開示するよう求める。

5 審査会の判断

(1) 違反建築物に対する指導、命令、報告等に係る事務について

建築審査課は、市民等から違反建築物に係る相談、陳情、苦情等が寄せられると、対象建築物の敷地地番、相談者等の氏名、相談内容等を確認し、対象建築物等の調査を行い、必要な場合は、違反建築物の建築主、所有者、工事施工者等に対し、是正のための指導を行っている。これらの指導によっても違反が解消されない場合には、建築審査課は、違反对策課に措置依頼を行う。違反对策課では、建築審査課の調査結果に基づき、違反建築物の所有者、占有者、工事施工者等に対して違反の是正指導や命令を行っている。

本件請求に係る建築物（以下「本件建築物」という。）については、法第44条等に係る違反があるため、違反对策課が所有者に対し是正指導を行っていることが認められる。

なお、違反建築物に対する是正措置命令に係る権限の行使又は不行使は特定行政庁の広範な裁量に委ねられていると解される（東京地方裁判所平成2年11月29日判決（昭和62年（行ウ）第65号違反建築物是正命令取消請求事件）参照）。

(2) 本件申立文書について

開示請求書の開示請求に係る行政文書の名称又は内容欄には、本件建築物に関する「今後の指導内容の予定」、「将来的にどのような手法により修正させるのか」及び「役所として違法行為を修正させる意思があるのか」と記載されている。当審査会としては、開示請求書の記載内容から、本件請求日以降の本件建築物に対する法違反に係る是正指導の予定及び指導方針（以下「指導方針等」という。）が記載された文書と解し、以下検討する。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成23年7月12日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 違反对策課では、市内を4方面に分けて、各方面ごとに係長以下3人体制の4班編成により、違反建築物について違反是正指導を行っている。

(イ) 違反建築物に関する違反是正指導の方針等は、違反事案に係る必要性に応じて、課内会議（カンファレンス）を活用して検討している。

(ウ) 違反是正指導は、違反建築物の状況、違反者に対する指導の経過、違反者の対応等を踏まえ、状況に応じてその方法や内容を変化させつつ行うものである。このため、指導方針等は文書として記録しておくとはしていない。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

違反建築物に対する是正指導業務を適切かつ円滑に遂行するためには、指導方針等の情報共有は欠かすことができないものとも考えられる。しかしながら、前記(1)の判例に示された違反建築物に対する是正措置命令権限の行使の時期を踏まえると、指導方針等は違反事案に係る必要性に応じて、課内会議（カンファレンス）を活用して検討し、違反建築物の状況、違反者に対する指導の経過、違反者の対応等を踏まえ、状況に応じてその方法や内容を変化させつつ行うものであり、文書として記録しておくとはしていないという実施機関の説明は不自然とまではいえない。したがって、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないという実施機関の主張は不合理とまではいえない。

ウ 申立人の主張について

申立人は、本件申立文書が作成されていないのであれば、すぐに作成し、開示するよう主張するが、本市の情報公開制度は、実施機関が保有している行政文書を対象とするものであって、開示請求があった場合、これに応ずるためにその対象となる文書を作成し、又は取得する義務を実施機関に課すものではない。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年10月13日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年10月19日 (第179回第二部会) 平成22年10月22日 (第109回第三部会) 平成22年11月11日 (第174回第一部会)	・諮問の報告
平成22年10月31日	・異議申立人から意見書を受理
平成22年12月21日	・実施機関から非開示理由説明書(追加)を受理
平成23年5月24日 (第192回第二部会)	・審議
平成23年6月28日 (第194回第二部会)	・審議
平成23年7月12日 (第195回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年7月26日 (第196回第二部会)	・審議
平成23年8月9日 (第197回第二部会)	・審議